

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	根拠条項	資料番号	3	担当課	経営支援課
商工会法	42-5	許認可等の内容	商工会の総会の招集の承認		
商工会法 (昭和35年5月20日法律第89号) (総会の招集) 第42条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。 2 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から3週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。 3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。 4 前項前段の電磁的方法 (経済産業省令で定める方法を除く。) により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。 5 <u>第2項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者がいない場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</u> 商工会法施行規則 (昭和35年6月10日 通商産業省令第58号) (総会又は総代会の招集の承認の申請) 第3条 法第42条第5項 (法第48条第5項及び法第58条第4項において準用する場合を含む。) の規定により総会又は総代会の招集について承認を受けようとする者は、様式第2による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 1 会員又は総代の名簿 2 <u>会員又は総代の総数の5分の1以上の同意を得たことを証する書面</u>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	商工会法	根拠条項	資料番号	3	担当課	経営支援課
様式第2		42-5	許認可等の内容	商工会の総会の招集の承認		
年 月 日						
経済産業大臣 殿 都道府県知事						
申請者の氏名 住 所						
総会(総代会)招集承認申請書						
商工会法(第58条第4項において準用する同法)第42条第5項の規定により総会(総代会)の招集の承認を受けたいので、別添書類を添えて下記のとおり申請します。						
記						
1 商工会(連合会)の名称						
2 申請の理由						
3 会員に対して総会(総代会)の招集を請求した場合には、その年月日						
4 総会(総代会)の目的						
(別添書類)						
1 会員又は総代の名簿						
2 会員又は総代の5分の1以上の同意を得たことを証する書面						
(備考)						
用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。						
商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令(昭和35年6月9日政令第149号)						
商工会法(以下「法」という。)に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの(全国商工会連合会に関するものを除く。)は、商工会又は都道府県商工会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。						
(1~3 省略)						
3 法第42条第5項(法第48条第5項及び法第58条第4項において準用する場合を含む。)に規定する事務						

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	根拠条項	資料番号	3	担当課	経営支援課
商工会法		48-5 (42-5)	許認可等の 内容	商工会の総会の招集の承認	
<p>商工会法 (総代会)</p> <p>第48条 会員の総数が200人をこえる商工会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。</p> <p>2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。</p> <p>3 総代の定数は、その選挙の時に会員の総数の10分の2(会員の総数が500人をこえる商工会にあつては、100人)を下つてはならない。</p> <p>4 総代の任期は、3年以内において定款で定める期間とする。</p> <p>5 <u>総会に関する規定は、総代会について準用する。ただし、総代会においては、総代の選挙をし、又は解散若しくは合併の議決をすることはできない。</u></p> <p>(総会の招集)</p> <p>第42条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。</p> <p>2 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、その請求のあつた日から三週間以内に、臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。</p> <p>4 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。</p> <p>5 第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に会長が総会招集の手続をしないときは、経済産業大臣の承認を得て総会を招集することができる。会長の職務を行う者がいない場合において、会員が総会員の五分之一以上の同意を得たときも、同様とする。</p> <p>商工会法施行規則(昭和35年6月10日 通商産業省令第58号) (総会又は総代会の招集の承認の申請)</p> <p>第3条 法第42条第5項(法第48条第5項及び法第58条第4項において準用する場合を含む。)の規定により総会又は総代会の招集について承認を受けようとする者は、様式第二による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 会員又は総代の名簿</p> <p>2 会員又は総代の総数の5分の1以上の同意を得たことを証する書面</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	根拠条項	資料番号	3	担当課	経営支援課
商工会法		48 - 5 (42 - 5)	許認可等の内容	商工会の総会の招集の承認	
様式第2					
年 月 日					
経済産業大臣 殿 都道府県知事					
申請者の氏名 住 所 総会 (総代会) 招集承認申請書					
商工会法(第58条第4項において準用する同法)第42条第5項の規定により総会 (総代会)の招集の承認を受けたいので、別添書類を添えて下記のとおり申請しま す。					
記					
1 商工会 (連合会) の名称					
2 申請の理由					
3 会員に対して総会 (総代会) の招集を請求した場合には、その年月日					
4 総会 (総代会) の目的 (別添書類) 1 会員又は総代の名簿 2 会員又は総代の5分の1以上の同意を得たことを証する書面 (備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。					
商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令 (昭和35年6月9日政令第149号)					
商工会法 (以下「法」という。) に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもの (全国商工会連合会に関するものを除く。) は、商工会又は都道府県商工 会連合会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法中次に掲げる事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関す る規定として都道府県知事に適用があるものとする。					
(1~3 省略)					
3 法第42条第5項 (法第48条第5項及び法第58条第4項において準用する場合を含む。) に規定する事務					

